

勝央町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画及び  
第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画  
策定業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

勝 央 町

# I 一般事項

## 1 趣 旨

本要領は、勝央町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画及び第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画(以下「本計画」という。)の受注者の決定に当たり、豊富な経験と高い専門性を持ち、勝央町(以下「本町」という。)の本計画策定に向けて実効性のある提案ができる最も適した者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定める。

## 2 事業概要

国や岡山県の動向、本町高齢者の状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。また、障害福祉計画・障害児福祉計画については、国や県の障害者福祉施策の動向、本町の障害者をめぐる環境やニーズの変化を把握し障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行い、第8期勝央町障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を策定することを目的とする。

## 3 業務の概要

- (1)業 務 名： 勝央町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画及び  
第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画策定業務
- (2)履行場所： 岡山県勝田郡勝央町 一円 地内
- (3)履行期間： 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4)業務内容： 別紙仕様書のとおり
- (5)上 限 額： 7,590,000円(消費税込) ※事業提案における費用上限額  
うち、勝央町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 4,070千円  
第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画 3,520千円

## 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、次の全ての参加資格要件を満たす者とする。

- (1)参加表明書等により、募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- (3)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・改定(調査業務のみは除く。)の履行を行った経験がある者
- (4)勝央町暴力団排除条例(平成23年勝央町条例第8号)に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者
- (5)令和7・8年度勝央町入札参加資格者名簿(物品・役務部門)に登録されている者
- (6)会社更生法(平成17年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成

11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者

## 6 選定スケジュール

	日 程	項 目	方 法 等
1	令和 8 年 5 月 8 日(金)	公募開始	ホームページ
2	令和 8 年 5 月 8 日(金) ～5 月 14 日(木)	質問書の受付	電子メール
3	令和 8 年 5 月 25 日(月) ～5 月 29 日(金)	参加表明書等の受付	持参又は郵送
4	令和 8 年 6 月 12 日(金) ～6 月 19 日(金)	企画提案書等の受付	持参又は郵送
5	令和 8 年 6 月 26 日(金) ※予定	プレゼンテーション審査	勝央町総合保健福祉センター 2 階多目的ホール
6	令和 8 年 7 月上旬	審査結果の通知	郵送及びホームページ
7	令和 8 年 7 月中旬以降	委託契約締結	

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対して質問がある場合は、次のとおり質問を行うこと。

(1)提出方法：「プロポーザル質問書」(様式第 2 号)により電子メールで提出すること。

※メール件名は「プロポーザル質問・事業者名」とすること。

※メール送付後、必ず電話で送付した旨を伝え、受信確認すること。

(2)提出期限：令和 8 年 5 月 14 日(木) 午後 3 時(必着)

(3)提出先：IV 事務局に記載されたメールアドレス

(4)回答方法：令和 8 年 5 月 20 日(水)までに回答を勝央町ホームページに掲載する。

※本業務の受注候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず、公表しない場合がある。

## 8 参加表明書の提出

応募者は、次のとおり参加の意思表示を行うこと。

(1)提出書類

応募者は、次の提出書類を A4 版縦長フラットファイルに綴じたものを、正本 1 部提出するものとする。

	書 類 の 名 称	書 式	備 考
1	公募型プロポーザル方式 参加表明書	様式第 1 号	
2	会社概要書	様式第 3 号	
3	業務履行実績調書	様式第 4 号	

(2)提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後3時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る。

(3)提出期限： 令和8年5月29日(金) 午後3時(必着)

(4)提出先： IV 事務局に記載された住所

(5)参加資格要件の確認結果の通知：

6月上旬に提出書類により参加資格要件を確認し、結果について、郵便により通知する。

## II 審査及び選定

### 1 企画提案書等の提出

参加資格要件を満たした応募者は、次のとおり企画提案を行うこと。

なお、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書において記載された事項については、貴社の業務遂行能力、経験及び実績等を踏まえた上で、必ず記載すること。

#### (1)提出書類

応募者は、次の提出書類をA4版縦長フラットファイルに綴じたものを、正本1部及び副本8部提出するものとする。

	書類の名称	書式	備考
1	企画提案書	様式第5号	1部に代表者印を押印、その他の8部は写し
2	業務履行実績調書	様式第4号	
3	業務工程表	自由	A3用紙(片面印刷)で1枚、A4版に折り込み
4	見積書及び内訳書	自由	1部に代表者印を押印、その他の8部は写し 税額も記載すること。勝央町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画及び第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画のそれぞれの内訳を記載すること。

#### (2)提出方法： 持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後3時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る。

また、提出書類を確認した時点を受付日時とする。

(3)提出期限： 令和8年6月19日(金) 午後3時(必着)

(4)提出先： IV 事務局に記載された住所

(5)留意点：

①提出は、1応募者につき1案とする。

②提出後の書類の追加や修正は、提出期限までの間に限り認める。

### 2 審査

本プロポーザルの審査は、以下の方法により審査委員会が行う。

#### (1)プロポーザル審査方法：

提出書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

①審査日： 令和8年6月26日(金) ※予定

※各応募者の開始時間は、事前に別途通知する。

②会場：勝央町総合保健福祉センター 2階多目的ホール

③審査順：企画提案書等を提出した順（受付順）

④審査基準：

別表【審査基準表】の項目に関する各審査委員の評価結果に基づき100点満点で採点を行い、合計点が60点以上かつ最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、本業務委託契約に向けて交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、審査結果が次点の者と交渉を行う。また、合計点が最も高い応募者が複数いる場合、審査委員の多数決によって優先交渉権者を決定する。なお、応募者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に委託候補者として選定する。

⑤実施方法：

ア 参加者 3人以内とすること。

イ 時間 提案内容の説明は20分以内とする。

ウ 備品 パソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクターが必要な場合は、事前に申し出ること。

⑥その他：

ア 提案内容の説明は、本業務に従事する担当者が行うこと。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出された書類を基に行うものとし、追加資料等の配布や追加の説明は認めない。

(2)審査結果

審査結果は、文書での通知及び勝央町ホームページに掲載する。

なお、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には応じない。

### Ⅲ その他

#### 1 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。この場合において、失格となる応募者が優先交渉権者に決定されているときには、本町はその選定を取り消し、審査結果が次点の者を優先交渉権者に選定する。

(1)参加資格を満たさないことが判明した場合

(2)各提出書類について、期間内に提出がなかった場合

(3)書類等に虚偽の記載をし、又は重要事項を故意に記載しなかったことが判明した場合

(4)誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合

(5)正当な理由なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた場合

(6)本要領に定めた手続以外の手法により、審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合（審査の公平性を害する行為があった場合）

(7)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合

(8)事業提案における各計画いずれかの費用上限額を超えた場合

(9)その他、本要領に違反した場合

## 2 その他

### (1)参加表明書の提出後の辞退

提案を取り下げる場合は取下書(様式第6号)を提出すること。なお、取下書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

### (2)支払方法及び契約保証

勝央町契約規則(令和3年勝央町規則第13号)の規定によるものとする。

### (3)費用負担

応募に関する書類の作成及び提出、提案等に係る全ての費用は、応募者の負担とする。  
また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消す場合においても、それに要した費用を本町に請求することはできないものとする。

### (4)提出書類の取扱い・著作権

①提出書類の著作権は、各応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

②提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り使用する。

### (5)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

### (6)本町からの提供書類等の取扱い

本業務に当たって知り得た情報(本町が提供する資料・情報等含む。)は、目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

### (7)使用する言語等の規定

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

### (8)複数の応募者の構成員等になることの禁止

応募者は、他の応募者の構成員となることはできない。

## IV 事務局(問合せ先及び提出先)

勝央町健康福祉部(担当:佐々木、東、岡本)

所在地 〒709-4334 勝央町平 242 番地 1 勝央町総合保健福祉センター

電話 0868-38-7102

電子メール [fukushi@town.shoo.okayama.jp](mailto:fukushi@town.shoo.okayama.jp)

【別表 審査基準表】

No.	評価項目	配点	評価基準
1	目標設定の提案	10	地域共生社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた内容か。
2	情報収集 現状分析 アンケート手法の提案	10	基本的な情報収集や現状分析の手法は適切か。 地域の課題を把握する内容か。
3	基礎情報の 収集・現状分析	10	町の実情を把握し、実施可能な目標になっているか。
4	目標達成のための 施策等の構想の提案	10	国、県の施策の方向性や具体的な施策について、地域特性や課題に応じ、町民・事業者・行政の視点から示されているか。
5	仕様書基準及び 追加提案	15	仕様を満たした上で、付加価値のある提案があるか。
6	計画全体の 実現可能性	5	他自治体の計画や事例等を考慮した上で、計画全体を通して実現可能な内容になっているか。
7	実施体制	10	計画を実行する上での人員の配置、能力・資格等が適切か。
8	業務工程	10	提案された計画は具体的かつ実現可能か。
9	業務実績	10	県内・全国の市区町村、都道府県での同種業務(調査業務のみは除く。)の実績は豊富か。
10	提案価格	10	適正な積算根拠に基づく見積額であるか。
	<b>配点合計</b>		<b>100</b>